

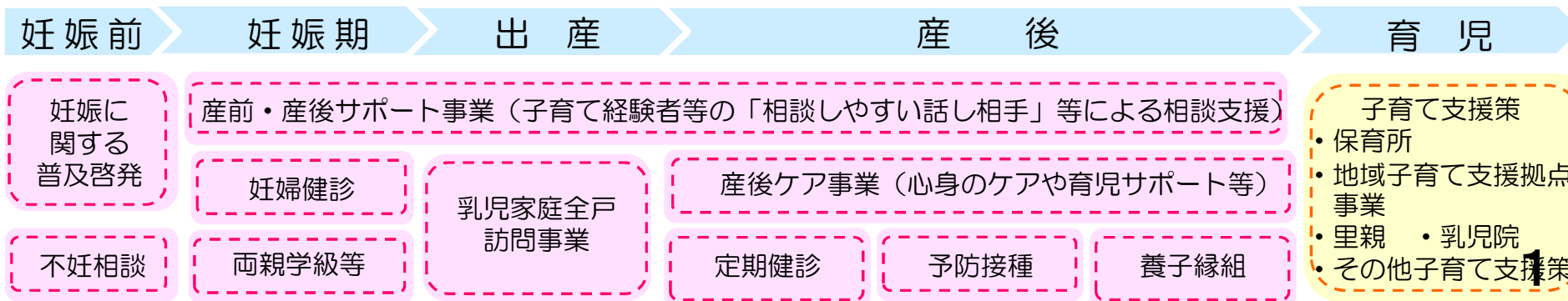
(仮称)  
子育て世代包括支援センター  
開設事業

# 利用者支援事業（母子保健型）と利用者支援事業（基本型）を一体的に実施

（事業イメージ） 利用者支援事業（母子保健型）、利用者支援事業（基本型）の両事業を同一の施設で、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



# 妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

「子育て世代包括支援センター」は、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

## 妊娠期

- ① 妊娠届日の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握
- ② 心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定
- ③ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施
- ④ 妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援



## 出産直後

- ⑤ 産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援（再掲）
- ⑥ 産後ケア事業による、出産直後の母子への心身ケアや育児のサポート
- ⑦ 乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援
- ⑧ 生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握（乳児家庭全戸訪問事業）
- ⑨ ⑧の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その住居を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保（養育支援訪問事業）

## 子育て期

- ⑩ 子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等（地域子育て支援拠点事業）
- ⑪ 家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス（一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑫ 保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用
- ⑬ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援
- ⑭ 疾病や障害のある子どもの支援



# 加賀市の要保護児童等の状況

## (1) 相談種別

区分	養護相談		不登校	性格行動	非行	その他	計
	虐待	養護					
H25年度	46	75	9	1	0	1	132
H26年度	43	68	4	1	0	0	116
H27年度	43	112	9	4	0	5	173

## (2) 相談経路

区分	県関係	市				警察	医療機関	学校	児童委員	家族	近隣知人	児童本人	その他	計
		福祉事務所	保健センター	その他	保育所									
H25年度	8	6	38	3	20	1	1	30	2	11	12	0	0	132
H26年度	1	13	29	1	31	0	1	20	2	10	8	0	0	116
H27年度	3	16	35	10	26	0	4	31	3	30	8	1	6	173

## (3) 対象児童年齢

区分	3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～17歳	18歳以上	計
H25年度	28	35	37	31	1	132
H26年度	36	34	28	18	0	116
H27年度	48	45	46	34	0	173

**3**

# 子育て世代包括支援センター の運営体制 【案】

## 【人員の内訳】

- ・保育士、社会福祉士、家庭相談員（子育て支援課内の「こども支援相談室」）、保健師などを想定

